

第 90 期 決 算 公 告

平成20年 6月27日

大分県大分市王子中町4番10号
株式会社豊和銀行
取締役頭取 榑原 憲治

貸借対照表（平成20年 3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け	49,180	預 当 座 預 金	453,204
現 預 け	10,059	普 通 預 金	7,040
買 入 金 債	39,120	貯 蓄 預 金	133,446
有 価 証 券	6	通 知 預 金	1,265
国 債	78,079	定 期 預 金	656
地 方 債	40,383	定 期 積 金	301,597
社 債	1,202	そ の 他 の 預 金	6,329
株 式 債	16,017	借 入 金	2,869
そ の 他 の 証 券	6,421	借 入 金	348
貸 付 金	14,055	外 国 為 替	1
引 手 形 付 付 越 替	366,934	外 国 為 替	1
割 引 手 形 付 付 越 替	6,107	社 会 的 負 債	7,000
手 形 書 座 貸 付 越 替	43,513	未 決 済 為 替 借	96
当 座 貸 付 越 替	296,820	未 払 法 人 税 等	41
外 国 為 店 預 け 産 貸 用 益 品 費 産 産 物 地 産 産	20,493	未 前 払 受 取 備 金 品 債 金	874
そ の 他 の 他 店 預 け 産 貸 用 益 品 費 産 産 物 地 産 産	105	未 前 払 受 取 備 金 品 債 金	426
未 決 済 為 替 費 収 収 派 生 商 品 債 金	105	給 付 補 て ん 備 金 品 債 金	7
未 前 払 費 収 収 派 生 商 品 債 金	162	そ の 他 の 負 債	1
未 金 融 派 生 商 品 債 金	0	賞 与 引 当 金	100
株 式 交 付 費 産 産 物 地 産 産	660	退 職 給 付 引 当 金	391
そ の 他 の 他 の 資 産	1	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	94
有 形 固 定 資 産	1,863	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,267
建 物	8,710	支 払 承 承 負 債 の 部 合 計	2,254
土 地	1,863	(純資産の部)	466,639
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	6,467	資 本 金	12,495
無 形 固 定 資 産	379	資 本 剰 余 金	1,350
ソ フ ト ウ ェ ア	170	資 本 準 備 金	1,350
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	利 益 剰 余 金	1,225
繰 延 税 金 資 産	1,815	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,225
支 払 承 諾 見 返 金	2,254	繰 越 利 益 剰 余 金	1,225
貸 倒 引 当 金	△29,035	自 己 株 式	△68
		株 主 資 本 合 計	15,003
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,387
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,666
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△720
		純資産の部合計	14,283
資産の部合計	480,922	負債及び純資産の部合計	480,922

損益計算書

平成19年 4月 1日
平成20年 3月31日

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		13,365
資	金 運 用 収 益	11,034	
	貸 出 金 利 息	9,380	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,384	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	115	
	預 け 金 利 息	152	
	そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役	務 取 引 等 収 益	1,518	
	受 入 為 替 手 数 料	483	
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,034	
そ	の 他 業 務 収 益	518	
	外 国 為 替 売 買 益	3	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	2	
	国 債 等 債 券 売 却 益	234	
	国 債 等 債 券 償 還 益	0	
	そ の 他 の 業 務 収 益	278	
そ	の 他 経 常 収 益	294	
	株 式 等 売 却 益	102	
	そ の 他 の 経 常 収 益	191	
経	常 費 用		11,987
資	金 調 達 費	1,552	
	預 借 用 金 利 息	1,352	
	社 債 利 息	0	
	そ の 他 の 支 払 利 息	198	
役	務 取 引 等 費 用	998	
	支 払 為 替 手 数 料	86	
	そ の 他 の 役 務 費 用	911	
そ	の 他 業 務 費 用	345	
	外 国 為 替 売 買 損	0	
	外 国 債 等 債 券 売 却 損	62	
	株 式 交 付 費 償 却	8	
	社 債 発 行 費 償 却	18	
	そ の 他 の 業 務 費 用	256	
営	業 経 費	6,154	
そ	の 他 経 常 費 用	2,937	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,953	
	株 式 等 売 却 損	1	
	株 式 等 償 却	914	
	そ の 他 の 経 常 費 用	67	
経	特 常 利 益		1,377
	別 利 益		40
	固 定 資 産 処 分 益	8	
	償 却 債 権 取 立 益	1	
	そ の 他 の 特 別 利 益	30	
特	別 損 失		110
	固 定 資 産 処 分 損	10	
	減 損 損 失	18	
	過 年 度 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 繰 入 額	70	
	そ の 他 の 特 別 損 失	10	
税	引 前 当 期 純 利 益		1,307
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		25
法	人 税 等 調 整 額		75
当	期 純 利 益		1,206

個別注記表

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 39 年～47 年

動 産 4 年～ 6 年

(会計方針の変更)

平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ 3 百万円減少しております。

(追加情報)

当事業年度より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ 16 百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

株式交付費は、その他資産に計上し、3 年で定額法により償却しております。

(2) 社債発行費

社債発行費は、その他資産に計上し、平成 18 年 3 月 31 日に終了する事業年度の貸借対照表に計上していることから、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第 19 号平成 18 年 8 月 11 日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し 3 年間の均等償却を行っております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間（算定期間について、将来の

予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間)における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理
--------	--

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理
----------	---

なお、会計基準変更時差異(1,407百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

(4) その他の引当金

その他の引当金は将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができる金額を計上しております。内容は次のとおりです。

・預金払戻損失引当金

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の払戻請求に基づく支払に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、一定の要件を満たす預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は24百万円増加し、経常利益は同額減少しております。また、特別損失は70百万円増加し、税引前当期純利益は94百万円減少しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資）総額 22 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 10,309 百万円、延滞債権額は 30,717 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 21 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,187 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 47,235 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,107 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	23,665 百万円
	預け金	3 百万円
担保資産に対応する債務	預金	515 百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金 62 百万円、有価証券 14,564 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 1,027 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が 1 年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、14,825 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,206 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,126 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 538 百万円
12. 社債は、劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 100 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 △62 円 72 銭
なお、一株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額 18,000 百万円を控除しております。
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 1,732 百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 35 百万円
18. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金(又は資本準備金)の計上額は、無配のため、ありません。
19. 国内基準における単体自己資本比率 6.69%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 35 百万円

役員取引等に係る収益総額 11 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0 百万円

その他の取引に係る費用総額 125 百万円

2. 「その他の経常費用」には、預金払戻損失引当金繰入額 24 百万円を含んでおります。

3. 当事業年度において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 18 百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	営業用店舗 1 物件	建物	18 百万円
合計			18 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位を基本とし、エリア制を導入している地域については母店と衛星店を合わせたエリア単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

(資産のグルーピングの変更)

従来、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としておりました。金融機能強化のための特別措置に関する法律第 4 条に基づき策定した「経営強化計画」により、平成 18 年 10 月より営業店をフルバンキング機能を有する「母店」と窓口業務に特化した「衛星店」に移行するエリア制を一部地域に導入し、エリア制を導入している地域については管理会計の単位を母店と衛星店を合わせたエリア単位としております。これに伴い、資産のグルーピングの単位を変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はございません。

4. 「その他の特別利益」には、過年度法人事業税等還付金 19 百万円を含んでおります。

5. 1 株当たり当期純利益金額 20 円 35 銭

6. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 5 円 94 銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益 に含まれた評価差 額 (百万円)
売買目的有価証券	—	—

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	16,501	17,369	868	868	—
合計	16,501	17,369	868	868	—

(注) 1. 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの（平成 20 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 3 月 31 日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	6,220	5,415	△804	242	1,047
債券	41,701	41,001	△700	167	867
国債	24,404	23,882	△522	86	609
地方債	1,200	1,202	1	1	—
社債	16,096	15,917	△179	78	258
その他	14,584	13,702	△882	1	883
合計	62,507	60,119	△2,387	411	2,798

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 当事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について 773 百万円減損処理を行っております。なお、時価のある株式の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から 50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）

	売却益 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	23,359	337	63

7. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成 20 年 3 月 31 日現在）

内 容	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	22 百万円
その他有価証券	
非上場株式	982 百万円
社債	100 百万円
その他証券	353 百万円

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価のない株式について 141 百万円減損処理を行っております。なお、時価のない株式の減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当該株式の期末における実質価額が取得原価に比べ 50%超下落した場合には全て減損処理を行っております。

8. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

9. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
債券	6,597	20,101	23,543	7,359
国債	3,001	12,063	18,250	7,068
地方債	1,202	—	—	—
社債	2,394	8,038	5,293	291
その他	101	5,358	6,956	—
合計	6,699	25,459	30,499	7,359

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	9,356 百万円
減価償却超過額	195 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	165 百万円
有価証券償却否認	353 百万円
税務上の繰越欠損金	3,499 百万円
その他	369 百万円
繰延税金資産小計	13,939 百万円
評価性引当額	△12,124 百万円
繰延税金資産合計	1,815 百万円

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 1社
 主要な会社名
 株式会社ほうわバンクカード
- ② 非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等
 該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等
 該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結貸借対照表（平成20年 3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	49,181	預 金	453,168
買入金銭債権	6	借 用 金	348
有価証券	78,436	外国為替	1
貸出金	366,670	社 債	7,000
外国為替	105	そ の 他 負 債	2,160
そ の 他 資 産	3,071	賞 与 引 当 金	102
有形固定資産	8,718	退 職 給 付 引 当 金	391
建 物	1,865	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	94
土 地	6,467	再評価に係る繰延税金負債	1,267
その他の有形固定資産	385	支 払 承 諾	2,254
無形固定資産	171	負債の部合計	466,787
ソフトウェア	170	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	0	資 本 金	12,495
繰延税金資産	1,862	資 本 剰 余 金	1,350
支払承諾見返	2,254	利 益 剰 余 金	1,309
貸倒引当金	△29,201	自 己 株 式	△68
		株 主 資 本 合 計	15,087
		その他有価証券評価差額金	△2,387
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,666
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△720
		少 数 株 主 持 分	121
		純資産の部合計	14,488
資産の部合計	481,276	負債及び純資産の部合計	481,276

連結損益計算書

平成19年 4月 1日
平成20年 3月31日

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		13,668
資金運用収益	11,197	
貸出金利息	9,538	
有価証券利息配当金	1,389	
<small>コールローン利息及び買入手形利息</small>	115	
預け金利息	152	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	1,639	
その他業務収益	533	
その他経常収益	298	
経 常 費 用		12,270
資金調達費用	1,554	
預金利息	1,352	
借入金利息	3	
社債利息	198	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	998	
その他業務費用	477	
営業経費	6,189	
その他経常費用	3,050	
貸倒引当金繰入額	1,963	
その他の経常費用	1,087	
経 常 利 益		1,398
特 別 利 益		40
固定資産処分益	8	
償却債権取立益	1	
その他の特別利益	30	
特 別 損 失		110
固定資産処分損	10	
減損損失	18	
<small>過年度預金払戻損失引当金繰入額</small>	70	
その他の特別損失	10	
税金等調整前当期純利益		1,328
法人税、住民税及び事業税		42
法人税等調整額		67
少数株主利益		8
当期純利益		1,210

連結注記表

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	39年～47年
動 産	4年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ3百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

株式交付費は、その他資産に計上し、3年で定額法により償却しております。

② 社債発行費

社債発行費は、その他資産に計上し、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の貸借対照表に計上していることから、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間（算定期間について、将来の予想損失を勘案し9月末及び3月末を基準日とする5算定期間）における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,407百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積ることができる金額を計上しております。内容は次のとおりです。

・預金払戻損失引当金

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った預金の払戻請求に基づく支払に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

（会計方針の変更）

従来、一定の要件を満たす預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以降開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は24百万円増加し、経常利益は同額減少しております。また、特別損失は70百万円増加し、税金等調整前当期純利益は94百万円減少しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,399百万円、延滞債権額は30,764百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,252百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,437百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,107百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	23,665百万円
	預け金	3百万円
担保資産に対応する債務	預金	515百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、預け金62百万円、有価証券14,564百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は1,027百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約は、契約残存期間が1年以内の任意の時期に無条件で取消可能なもので、融資未実行残高は、22,080百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部

に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,206 百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,140 百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 538 百万円
11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 100 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 △61 円 31 銭
なお、一株当たりの純資産額の計算においては、純資産額から優先株式の発行金額 18,000 百万円を控除しております。
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|------------------|------------|
| 退職給付債務 | △2,234 百万円 |
| 年金資産(時価) | 1,236 百万円 |
| <hr/> | |
| 未積立退職給付債務 | △998 百万円 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 656 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △48 百万円 |
| 未認識過去勤務債務(債務の減額) | △1 百万円 |
| <hr/> | |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △391 百万円 |
| 前払年金費用 | 一百万円 |
| 退職給付引当金 | △391 百万円 |
16. 国内基準における連結自己資本比率 6.79%

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 63 百万円、株式等償却 914 百万円、債権売却損 36 百万円、預金払戻損失引当金繰入額 24 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、以下の資産について地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 18 百万円を特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
大分県内	営業用店舗 1 物件	建物	18 百万円
合計			18 百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位を基本とし、エリア制を導入している地域については母店と衛星店を合わせたエリア単位をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価基準等により評価しております。

(資産のグルーピングの変更)

従来、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位をグルーピングの単位としておりました。金融機能強化のための特別措置に関する法律第 4 条に基づき策定した「経営強化計画」により、平成 18 年 10 月より営業店をフルバンキング機能を有する「母店」と窓口業務に特化した「衛星店」に移行するエリア制を一部地域に導入し、エリア制を導入している地域については管理会計の単位を母店と衛星店を合わせたエリア単位としております。これに伴い、資産のグルーピングの単位を変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はございません。

3. 「その他の特別利益」には、過年度法人事業税等還付金 19 百万円を含んでおります。
4. 1 株当たり当期純利益金額 20 円 43 銭
5. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 5 円 96 銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—	—

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 20 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損 (百万円)
国債	16,501	17,369	868	868	—
合計	16,501	17,369	868	868	—

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成 20 年 3 月 31 日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	6,220	5,415	△804	242	1,047
債券	41,701	41,001	△700	167	867
国債	24,404	23,882	△522	86	609
地方債	1,200	1,202	1	1	—
社債	16,096	15,917	△179	78	258
その他	14,584	13,702	△882	1	883
合計	62,507	60,119	△2,387	411	2,798

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について 773 百万円減損処理を行っております。なお、時価のある株式の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%超下落した場合には全て減損処理を行い、30%から 50%下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日) 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

	売却益 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	23,359	337	63

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

内 容	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,362 百万円
社債	100 百万円
その他証券	353 百万円

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について 141 百万円減損処理を行っております。なお、時価のない株式の減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財務状況から算出した当該株式の期末における実質価額が取得原価に比べ 50%超下落した場合には全て減損処理を行っております。

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	6,597	20,101	23,543	7,359
国債	3,001	12,063	18,250	7,068
地方債	1,202	—	—	—
社債	2,394	8,038	5,293	291
その他	101	5,358	6,956	—
合計	6,699	25,459	30,499	7,359

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（平成20年3月31日現在）

該当ありません。